

診療記録（カルテ）開示について

当院では、患者様から診療情報の開示請求があった場合、開示を行っています。
開示の流れは以下のとおりです。

1 開示請求のできる方

診療情報の開示請求は、患者様にとって重要な個人情報を扱うため、原則患者様本人による申請となります。

ただし、診療情報の本人が死亡している場合は遺族、未成年者又は成年被後見人の場合は法定代理人が、本人に代わって開示請求することができます。本人以外の方が申請される際は、事前にお問い合わせください。

2 開示できる診療情報とは

- (1) カルテ（医師診療記録、看護記録など）
- (2) 検査結果（血液検査、病理検査など）
- (3) 画像情報（X線写真など）

3 開示請求の方法

準備していただくもの

◎ご本人の場合

- ・身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- ・当院書式の診療記録等開示申込書

◎ご本人以外の方の場合

- ・申請者様の身分証明書
- ・患者様との続柄を証明できるもの（戸籍謄本・除籍謄本等の写し）
- ・患者様本人の身分証明書 ※患者様が死亡されている場合は不要
- ・当院書式の診療記録等開示申込書

4 開示の方法

開示の方法は、閲覧及び写しの交付となります。写しの交付の場合、原則直接ご来院いただきます。

5 開示にかかる料金

閲覧のみの場合は料金がかかりませんが、写しの交付を受けるときは実費負担となります。料金は以下のとおりです。

1	白黒コピー	1枚 10円×複写枚数
2	カラーコピー	1枚 30円×複写枚数
3	画像記録(XPコピーCD)	1枚 440円
4	診療記録開示手数料	1件 3,300円